

令和 7 年第 2 回沖縄県北部医療組合議会
(定例会)

提出議案説明資料

沖 縄 県 北 部 医 療 組 合

令和 7 年第 2 回沖縄県北部医療組合議会（定例会）
（ 区 分 別 ）

区 分	議 案 区 分						合 計 (件)	備 考
	条 例 (件)	議 決 (件)	予 算 (件)	同 意 (件)	承 認 (件)	認 定 (件)		
議案数	1	0	1	0	0	1	3	

令和 7 年第 2 回沖縄県北部医療組合議会（定例会）

提 出 議 案 一 覧 表		
区分・番号	件 名	頁
議案第 1 号	沖縄県北部医療組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第 2 号	令和 7 年度沖縄県北部医療組合病院事業会計補正予算（第 1 号）	2
認定第 1 号	令和 6 年度沖縄県北部医療組合病院事業会計決算の認定について	3

提出議案の概要

【議案名】

議案第1号 沖縄県北部医療組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

一般財団法人沖縄県北部医療財団の設立に伴い、北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意に基づき、公立沖縄北部医療センターの管理に関する規定を整備する等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 沖縄県北部医療組合病院事業の設置等に関する条例について、次の規定を追加するほか、所要の改正を行う。
 - (1) 指定管理者による管理について定める。(第8条)
 - (2) 指定管理者が行う業務について定める。(第9条)
 - (3) 指定管理者の指定の申請について定める。(第10条)
 - (4) 指定管理者の指定等について定める。(第11条)
 - (5) 協定書の締結について定める。(第12条)
 - (6) 利用料金等について定める。(第13条)
 - (7) 規則への委任について定める。(第14条)
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

【説明】

北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書において公立沖縄北部医療センターの運営主体とされている沖縄県北部医療財団が令和7年4月17日に設立されたことを踏まえ、地方自治法に基づく指定管理者に関する規定を設ける。

○ 地方自治法（昭和22年法律第69号）（抄）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5～11 （略）

○ 北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書（令和2年7月28日締結）（抄） （運営主体）

第3条 北部医療センターの運営は、自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるものとする。

2・3 （略）

提出議案の概要

【議案名】

議案第2号 令和7年度沖縄県北部医療組合病院事業会計補正予算（第1号）

【議案の概要】

1 債務負担行為の補正

公立沖縄北部医療センター等整備事業及び公立沖縄北部医療センターエネルギーサービス事業の限度額を補正する。

2 重要な資産の取得及び処分の追加

公立沖縄北部医療センター等の建設予定地である旧農業大学校跡地の取得について、予算で定める。

【説明】

1 債務負担行為の補正

- (1) 実施設計に基づき、公立沖縄北部医療センター等整備事業費を増額する必要があることから、債務負担行為の補正を行う必要がある。
- (2) 現在の物価高騰等の影響により、公立沖縄北部医療センターエネルギーサービス事業費を増額する必要があることから、債務負担行為の補正を行う必要がある。

事 項	限 度 額
公立沖縄北部医療センター等 整備事業	(当初) 25,808,597千円 → (補正) 35,066,829千円
公立沖縄北部医療センター エネルギーサービス事業	(当初) 7,385,400千円 → (補正) 12,753,000千円

2 重要な資産の取得及び処分の追加

公立沖縄北部医療センター等の建設予定地である旧農業大学校跡地の購入範囲が確定したことから、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条第2項及び沖縄県北部医療組合病院事業の設置等に関する条例（令和5年条例第15号）第3条の規定に基づき、当該土地の取得について、予算で定める必要がある。

○ 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）（抄）

（資産の取得、管理及び処分）

第三十三条 地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分は、管理者が行う。

2 前項の資産のうちその種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める重要なものの取得及び処分については、予算で定めなければならない。

3 （略）

○ 沖縄県北部医療組合病院事業の設置等に関する条例（令和5年条例第15号）（抄）

（重要な資産の取得及び処分）

第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件2万平方メートル以上）のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

提出議案の概要

【議案名】

認定第1号 令和6年度沖縄県北部医療組合病院事業会計決算の認定について

【議案提出の理由】

地方公営企業法第30条第1項の規定により調製し、同条第2項により監査委員の審査に付した沖縄県北部医療組合病院事業会計決算について、同条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定に付す必要がある。

【議案の概要】

1 経営成績

令和6年度の経営成績は、病院事業収益は9,801万4,816円で、前年度に比較して795万7,723円（7.5%）減少している。その主な要因は、県負担金の減により医業外収益が減少したことによるものである。

病院事業費用は8,949万1,784円で、前年度に比較して451万3,106円（5.3%）増加している。その主な要因は、職員数の増による給与費の増等により医業費用が475万218円増加したことによるものである。

病院事業収益から病院事業費用を差し引いた当年度純利益は、852万3,032円で、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金2,099万3,861円を加えた2,951万6,893円が当年度末処分利益剰余金となっている。

病院事業費用に対する病院事業収益の割合（総収支比率）は109.5%となっている。

2 財政状態

令和5年度の財政状態は、資産合計は8億5,665万268円で、前年度に比較して3億5,547万6,041円（70.9%）増加している。その主な要因は、建設工事实施設計及び敷地造成工事实施設計の進捗による建設仮勘定の増により固定資産が3億1,498万7,660円増加したことによるものである。

負債合計は8億2,713万3,375円で、前年度に比較して3億4,695万3,009円（72.3%）増加している。その主な要因は、長期前受金であるその他補助金の増により繰延収益が2億9,617万7,660円増加したことによるものである。

資本合計は2,951万6,893円で、前年度に比較して852万3,032円（40.6%）増加している。その要因は、利益剰余金の増加によるものである。

不良債務については流動資産が流動負債を上回っているため、発生していない。流動比率は109.0%で、自己資本構成比率は61.8%となっている。

3 審査意見

令和6年度病院事業会計について、審査に付された決算諸表は地方公営企業法などの関係法令及び沖縄県北部医療組合監査基準に準拠して作成されていると認められた。令和6年度の経営成績及び令和7年3月31日現在の財政状況を適正に表示しており、計算に誤りなく証書類も整備され、会計経理は正確であることを認めた。また、予算執行の状況についても、概ね良好である。

令和7年度は、公立沖縄北部医療センター建設工事の着手が予定されている。引き続き、各職員が財務関係法規を遵守しつつ、執行管理にも留意しながら、財務事務の適正な執行により一層努めていただくとともに、今後とも関係市町村及び関係機関と連携を密にしながら、公立沖縄北部医療センターの着実な整備に努力されたい。

表 1 経営成績

科 目	区 分	令和 6 年度		令和 5 年度		対前年度比較増減	
		金 額	構成比率	金 額	構成比率	金 額	増減率
		円	%	円	%	円	%
病院事業収益	A	98,014,816	100.0	105,972,539	100.0	△ 7,957,723	△ 7.5
医業収益	B	0	0.0	0	0.0	0	0.0
医業外収益	C	98,014,816	100.0	105,972,539	100.0	△ 7,957,723	△ 7.5
特別利益		0	0.0	0	0.0	0	0.0
病院事業費用	D	89,491,784	100.0	84,978,678	100.0	4,513,106	5.3
医業費用	E	88,670,606	99.1	83,920,388	98.8	4,750,218	5.7
医業外費用	F	821,178	0.9	1,058,290	1.2	△ 237,112	△ 22.4
特別損失		0	0.0	0	0.0	0	0.0
当年度純損益		8,523,032	—	20,993,861	—	△ 12,470,829	△ 59.4
前年度繰越利益剰余金		20,993,861	—	0	—	20,993,861	皆増
当年度未処分利益剰余金		29,516,893	—	20,993,861	—	8,523,032	40.6
総収益費率 (%) A/D		109.5	—	124.7	—	△ 15.2	—
経常損益 B+C-E-F		8,523,032	—	20,993,861	—	△ 12,470,829	△ 59.4
経常収支比率 (%) (B+C)/(E+F)		109.5	—	124.7	—	△ 15.2	—

(注) 1 「構成比」欄は、四捨五入の関係上、内訳の合計と計数が一致しない場合がある。

2 総収支比率＝病院事業収益÷病院事業費用×100

3 経常損益＝医業収益＋医業外収益－医業費用－医業外費用

4 経常収支比率＝（医業収益＋医業外収益）÷（医業費用＋医業外費用）×100

表 2 財政状態

科 目	区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	対前年度比較増減	
		金 額	金 額	金 額	増減率
		円	円	円	%
資産合計		856,650,268	501,174,227	355,476,041	70.9
固定資産		499,839,297	184,851,637	314,987,660	170.4
流動資産	A	356,810,971	316,322,590	40,488,381	12.8
負債資本合計	B	856,650,268	501,174,227	355,476,041	70.9
負債合計		827,133,375	480,180,366	346,953,009	72.3
固定負債		0	0	0	0.0
流動負債	C	327,294,078	276,518,729	50,775,349	18.4
繰延収益	D	499,839,297	203,661,637	296,177,660	145.4
資本合計		29,516,893	20,993,861	8,523,032	40.6
資本金	E	0	0	0	0.0
剰余金	F	29,516,893	20,993,861	8,523,032	40.6
流動比率 (%) A/C		109.0	114.4	△ 5.4	—
自己資本構成比率 (%) (D+E+F)/B		61.8	44.8	17.0	—